

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年11月9日

【四半期会計期間】 第22期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）

【会社名】 21LADY株式会社

【英訳名】 21LADY Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山田成徳

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

【電話番号】 03-6279-4887

【事務連絡者氏名】 取締役 北川善裕

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

【電話番号】 03-6279-4887

【事務連絡者氏名】 取締役 北川善裕

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

2020年8月14日に提出いたしました第22期第1四半期（自2020年4月1日至2020年6月30日）四半期報告書に添付しております「独立監査人の四半期レビュー報告書」の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

独立監査人の四半期レビュー報告書

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

（訂正前）

### 独立監査人の四半期レビュー報告書

（前略）

#### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度まで営業キャッシュ・フローのマイナスを継続しており、当第1四半期連結累計期間においても42,140千円の営業損失を計上している状況にある。このため、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

（後略）

（訂正後）

### 独立監査人の四半期レビュー報告書

（前略）

#### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度まで営業キャッシュ・フローのマイナスを継続しており、当第1四半期連結累計期間においても42,140千円の営業損失を計上している状況にある。このため、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

（後略）